

広島県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十一年六月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
尾道市民センターむかいしま文化ホール	尾道市向島町五五三一番地一	平成二十二年六月二日